

個人住民税の定額減税について

令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者



減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
 - ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
 - ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
 - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



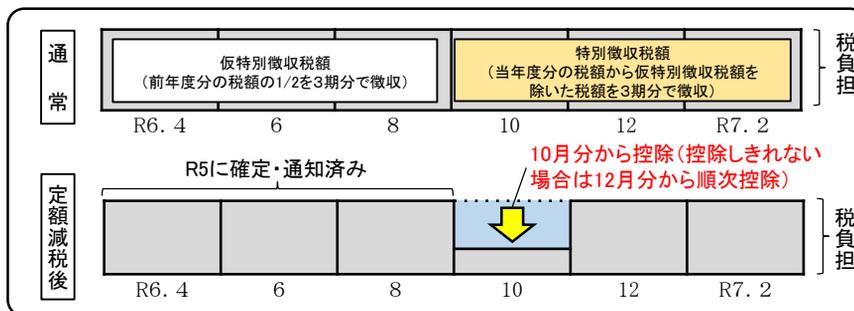
② 普通徴収（事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります

森林環境税は、森林の整備とその促進に関する施策の財源に充てるために創設され、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。個人住民税の均等割と併せて年間1,000円を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されています。個人町民税・県民税の均等割額は、東日本大震災復興基本法等に基づき、平成26年度から令和5年度まで均等割に年額1,000円（町500円、県500円）が上乘せされておりましたが、この臨時的措置は終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

税目	令和5年度まで	令和6年度から
町民税・均等割	3,500円	3,000円
県民税・均等割	1,500円	1,000円
水とみどりの森づくり税	500円	500円
森林環境税(国税)	なし	1,000円
合計	5,500円	5,500円

問い合わせ：玉東町税務課 住民税係 (Tel:0968-85-3184)